

## 令和4年度第2回流山市史編さん審議会会議

- 1 日時 令和4年12月15日（木）  
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 場所 流山市立中央図書館会議室
- 3 出席者等  
(審議会委員)  
相原正義委員 川根正教委員 清藤一順委員 高見澤美紀委員  
村田一二委員 山田友治委員 笠間雄三委員 鈴木誠委員  
手塚雄太委員 (Zoom 出席)  
(事務局)  
竹内生涯学習部長 秋谷博物館長 北澤博物館次長 小川学芸係長  
上條学芸員 伊藤学芸員 松本学芸員  
(傍聴者)  
なし
- 4 議題
  - (1) 会長・副会長の選出について
  - (2) 令和4年度流山市史編さん事業について
  - (3) 『流山市史研究』の投稿規定について
  - (4) 『流山市史研究』の投稿原稿について
  - (5) 流山市文化財保存活用地域計画について
  - (6) その他

## 令和4年度第2回流山市史編さん審議会会議録

(北澤次長)

令和4年度第2回流山市史編さん審議会を開催いたします。本日の進行を務めます、博物館次長の北澤です。よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、流山市史編さん審議委員の委嘱状を交付いたします。お手元の委員名簿をご覧ください。

名簿の順番でお名前をお呼びいたしますので、その場で起立いただき、竹内部長から交付いたします。

<委嘱状交付>

(北澤次長)

以上で交付式を終了致します。

本来ならここで、教育委員会を代表いたしまして、田中教育長からご挨拶申し上げますところですが、本日は所用のため欠席させていただいておりますので、竹内生涯学習部長より挨拶を申し上げます。

<竹内生涯学習部長挨拶>

(北澤次長)

竹内部長、ありがとうございました。

この10月から新しい委嘱期間となりました。今期は2名の方が新任されておりますので、全委員の皆様方から自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐縮ではございますが、名簿順に相原委員からお願いいたします。

<委員自己紹介>

(北澤次長)

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

<事務局自己紹介>

(北澤次長)

これより議事に入らせていただきます。

会議開催に先立ちまして、資料を確認させていただきます。

先日送付いたしました「会議資料」のほか、本日配布いたしました「会議次第」「座席表」、「委員名簿」です。不足資料はございませんか。

名簿につきましては、間違いが無いかどうか、ご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、『流山市立博物館年報』No. 44、令和4年度『流山市の教育』、「ながれやま博物館だより」第2号、『前ヶ崎川村台遺跡発掘調査報告書』をお配りしております。これについては、ご参考にしていただきたいと思います。

審議会の議事は公開が義務づけられております。会議録の作成のため、録音させていただきますので、ご了承願います。また、発言は挙手の上、議長より指名なされてから発言をお願いいたします。

続きまして、皆様の中から、会長・副会長を選出していただきたいと存じます。

流山市史編さん審議会条例第5条第3項の規程により、会議の議長は会長に務めていただく事となっております。

現在、会長・副会長共に不在の状態でございますので、秋谷博物館長が議事を代行いたします。

秋谷館長、よろしく願いいたします。

(秋谷館長)

議長を代行いたします、秋谷でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に従い会長・副会長を選出したいと思います。

立候補または推薦により決定したいと思いますが、委員の方から何かご意見ありますでしょうか。

(川根委員)

会長に山田委員、副会長に村田委員を推薦いたします。

(秋谷館長)

ただいま、川根委員より、会長に山田委員、副会長に村田委員の推薦がございました。承認される方は拍手をお願いいたします。

<拍手>

(秋谷館長)

拍手多数と認めます。

それでは、会長に山田委員、副会長に村田委員が決定いたしました。  
ここで私は、議長の役目を終わらせていただきます。

(北澤次長)

秋谷館長、ありがとうございました。

新会長・新副会長は席の移動をお願いします。新会長・新副会長には、それぞれ一言ずつ頂戴できればと思います。

<山田会長挨拶>

<村田副会長挨拶>

(山田会長)

議事進行に先立ち、事務局に出席委員数の報告を求めます。

(小川係長)

本日の会議につきましては、委員9名のところ、全員出席と過半数の出席をいただいておりますので、流山市史編さん審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立している事を申し添えます。

(山田会長)

会議成立ということですので、次第により議事を進行させていただきます。

はじめに審議会委員の公募とその結果について、事務局から説明をお願いいたします。

(秋谷館長)

7月11日から8月12日までの1か月間、募集をしました。募集の結果、2名の方に応募いただきました。8月25日に書類選考を開催し、2名の方が書類選考を通過しました。9月16日に面接選考に伴う選考委員会を開催いたしました。面接選考の結果、本日出席いただいております笠間委員、鈴木委員が審議会の公募委員に決定いたしまして、本日委嘱状を交付させていただきました。

(山田会長)

ただいま、事務局からの「審議委員の公募とその結果について」の報告について、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

<意見なし>

(山田会長)

無いようですので、議題に入ります。

それでは、議題(2)令和4年度流山市史編さん事業について、事務局より説明を願います。

(上條学芸員)

市史啓発事業「古文書講座」は、前期が11月13、20、27日の3日間、各日午前・午後の2回実施いたしまして、参加人数は記載のとおりです。テーマは「坂川の改修工事と周辺の村々」として開催しました。

後期は、年明け2月を予定しておりまして、講師は徳川林政史研究所非常勤研究員吉成香澄氏をお迎えいたします。江島生島事件を取り上げる予定です。

次に『恩田家文書目録(2)』の刊行です。年明け1月入稿、3月刊行予定で、仕様は『恩田家文書目録(1)』に準じるもので考えています。

(山田会長)

ただいま、事務局からの「令和4年度流山市史編さん事業について」ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(川根委員)

古文書講座前期の方ですが、各日午前・午後の2回実施ということで、なぜ2回実施したのかお聞かせいただきたいのと、参加人数が23人、24人は午前・午後合算したものでしょうか。

(伊藤学芸員)

午前・午後2回開催になっているのは、昨年と一昨年はコロナ対策で従来の定員の半分、15人で実施していましたが、すぐに定員に達してしまい、申し込めないという市民の方のお声がありました。そこで、午前・午後の15人×2回で30人の定員にするため、2回に設定しました。

参加人数が23人、24人となっているのは、午前・午後の合算です。欠席している方がいるので、ばらつきがあります。

(山田会長)

他にご意見のある方はいらっしゃいますか。

無いようですので、次の議題に移ります。

議題(3)『流山市史研究』の投稿規定について、事務局より説明を願います。

(上條学芸員)

近年、市民から『流山市史研究』に対し、原稿が活発によせられています。一方で、現在、『流山市史研究』の投稿規定は『流山市史研究』各号の最終頁に掲載されている非常に簡易的なものしか存在しません。明確かつ詳細な投稿規定や執筆要領が存在しないことから、原稿の査読結果に対する疑問が投稿者から呈されたり、市史研究の水準に達しているか疑問視される原稿が寄せられたりする事態が発生しました。

この状況を踏まえ、より明確かつ詳細な投稿規定や執筆要領の制定の必要があると判断されたことから、前回の審議会では事務局作成の投稿規定・執筆要領案をお示ししたところであります。

その後、委員の皆様には事務局が示した新たな投稿規定・執筆要領案に対するご意見を頂戴いたしました。

このたび、皆様からいただいた意見を別紙1にまとめてございます。時間の関係上、逐一読み上げることはいたしません。委員の皆様におかれましては、こちらをもとに、新たな投稿規定・執筆要領について、審議を進めていただければと存じます。

(山田会長)

ただいま、事務局からの「『流山市史研究』の投稿規定について」ご意見のある方はいらっしゃいますか。

時間の関係もありますので、市の方で作成していただいた案と清藤委員から提案を出していただいた案をたたき台にして、進めたいと思います。

清藤委員の案文は、市から出していただいた案にはある編集方針がないですね。編集方針は入れた方がいいのではないかと思います。市の方で出してきました『流山市史研究』投稿規定を見ていただきたいと思います。ここに編集方針とあります。清藤委員の投稿規定には入っていませんので、それをまず取り上げるかどうかですが、いかがでしょうか。

(清藤委員)

全体を通して書かせていただきました。大前提として、流山市の意向を変える気はありません。もし、違っていけば、訂正するなりしていただければと思います。ただ、前回会議で申し上げたと思いますが、規定について、流山市がどうか分かりませんが、一般的に趣旨、ねらいがはじめにきます。なぜ、この規定を作るのかを明らかにしないといけないことを前回の会議でもお話ししました。そ

のことについて、趣旨ということで今回書かせていただきました。

案文では各項目についてそれぞれどういったことが必要なのか、例えば、趣旨や内容、掲載の仕方をわかりやすくするというで書かせていただきました。体裁は構わないです。

この規定が市民に対してなのか、あるいは研究者に対してのものなのか、もちろん両方対象にすべきだと思いますが、一番問題なのは、市民の方に対して説得できる内容が必要ではないかと思います。

(山田会長)

清藤委員案と市作成案とわかれていますけど、編集方針について皆様、いかがでしょうか。

笠間委員、編集方針について何かご意見ありませんか。

(笠間委員)

投稿規定と原稿執筆要領で、事務局の原稿を見ますと両方にわかれています。それを一本化して、執筆要領は投稿規定の中の一部にすることで、簡素化になるのではないかと。2つにわかれていると片方見て、片方見落としてしまうことがあるかもしれない。両方を一括して執筆投稿規定・執筆要領にしてしまうというのはどうでしょうか。

中身的な問題はないと思います。

(山田会長)

て・に・を・はとか誤字脱字は事務局に任せればいい話ですが、要領が一般に公開されれば、それに対する質問は教育委員会博物館の担当者の皆様に来ますので、受け答えする事務局から書き方やここはこのようにしていただきたいなどのお話があれば、伺いたいです。

(北澤次長)

基本的に事務局の案をベースでいくのか、その中で清藤委員からの提案のあったものを一部入れるかですが、基本的には事務局の案をベースに修正していただきたいと思っております。

(清藤委員)

たまたまこのようにまとめただけで、どのようにまとめるかは流山市の考え方があるので、お任せします。

(山田会長)

それでは、『流山市史研究』投稿規定を基にして、議論を進めたいと思います。

上から順番にやっていきますか。量も多くて、時間も限られていますので、最初の方からいきますので、ご意見があれば、お話しいただくことになると思います。

はじめに、1の編集方針のところ、ご意見ありますか。

文体について、他の学術雑誌の投稿規定、要領を読みますと、投稿規定の方は常体で、要領は敬体で書かれています。

(笠間委員)

規定はである調で統一したらどうですか。

(山田会長)

規定はである調です。しかし、他の学術雑誌を見てみると、なぜか要領は敬体ですが、どうですか。

(高見澤委員)

どこの学会の雑誌など見ましても、規定はである調(常体)、要領はですます調(敬体)になっています。なぜなのかに関してはわかりませんが、そういったものになっておく形が今のところいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(山田会長)

そういう意見ですが、いかがですか。特にこだわりがなければ、このまま進めていきますけど、いいですね。

(北澤次長)

事務局の方もそのような形態でいきたいと思います。委員の皆様の問題がなければ、そのままでもいいかと思っています。

(山田会長)

編集方針について、何かありますか。

(高見澤委員)

笠間委員からの意見をみると、趣旨もしくは目的というような形でこの規定を設けるという意見だと思いますが、元々、このようなのは入っていましたか。



これは事務局の方にお答えいただきたいと思います。

(上條学芸員)

現在の流山市史研究に載っている原稿募集の投稿規定の一文目に「『流山市史研究』は、流山を中心とした地域の歴史、民俗、産業、自然等に関する研究成果を掲載し、学術及び文化の発展に寄与することを目的として刊行するものです。」と書かれております。その次から投稿規定が始まっていますので、今いただいたご意見をふまえますと、編集方針あるいは、目的、趣旨をどこかに一文入れるべきと考えています。

(高見澤委員)

規定に関して、この規定はこういう規定ですと一文入れるというお話ですよ。規定の書き方、どのように必要なんだというご意見だと思いますが、そういったようなものを入れるのは他の雑誌、市史研究といったものに入っているのかどうかの確認でした。

(清藤委員)

規定を作るというのは何のための規定なのかを初めに書いておき、要領で細かいところ、編集方針などに入って行く。先に独立してその規定はどういったものなのか、そういうものが必要だと思います。編集方針の(1)趣旨は発行するためのもので、この規定を設けるそういったものが必要だと思います。

(笠間委員)

規定は最初に何の規定なのか、目的、趣旨を明記する。これは大事なことです。ね。

(山田会長)

(1)に「寄与することを目的として発行する。」と書いてあるので、目的になっているのではないですか。

(高見澤委員)

これは雑誌の発行に関する目的であって、規定の目的の意味をお二人はおっしゃっているのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

(笠間委員)

結局は同じことです。規定があって、どのようなものに適用するのか、目的、

趣旨に基づいてこのようなものを掲載しますという意味です。

(山田会長)

それでは、このような意見がありますので、事務局の方で目的という言葉を目的と括弧づけするのか考えてください。

次に進みます。2原稿投稿規定について何かご意見ありますか。

(清藤委員)

アの方で掲載できる原稿は「学術論文、研究ノート、資料紹介等である。」とあります。具体的に例えば、研究者、専門家が書いたもの、これは研究論文でいいですが、一般市民が書いた文章はどこに入れますか。

(上條学芸員)

一般市民からの投稿も内容に応じて、学術論文、研究ノート、資料紹介あるいはいずれにも当てはまらないものは市民投稿にすると考えております。

(清藤委員)

学術というのはどういった基準ですか。

どこかに基準があって、これは論文ではないとするのか。論文と言われたら論文なのですか。

(上條学芸員)

市民の方が論文とおっしゃったものが、論文というわけではありません。審議会において、ある程度論文というべき水準に達していると判断されたものについては論文として掲載する。あるいは、そこまでとは判断できないものは研究ノートまたは市民投稿と考えております。

(清藤委員)

これは規定に記載しないのですか。

(上條学芸員)

明文化するのは難しいと考えております。

(清藤委員)

「これは論文である。」と言って、これはそうはならないということですか。

(山田会長)

論文かどうかは審議会にかけてもらえばいいではないですか。

「市民投稿」として扱う。」というのは市民投稿という題にして扱うのか、3つの分野ではないものが市民投稿なのか。市民投稿がよくわからないですが、どうですか。

(上條学芸員)

市民投稿と言いましたのは、『流山市史研究』24号、23号に投稿がありました、例えば、論文とも研究ノートとも言い難い投稿がされてきた場合、それでも掲載が可であると判断された場合、市民投稿という枠で、市民投稿という名前で載せるかはまた別ですが、論文、研究ノートあるいは資料紹介でも区分できないが、掲載する可能性は残しておくという意味で市民投稿という枠は残すべきではないかと思っております。

(山田会長)

枠の話はそれでいいです。市民投稿と括弧でくくって、それを掲載するということですね。

(上條学芸員)

24号の場合、【流山を歩く】というタイトルで載せました。その枠が市民投稿です。

(山田会長)

わかりました。他にございませんか。原稿の分量についてはどうですか。今までこのくらいの量でしょうか。

(上條学芸員)

今までの投稿規定でも原稿の枚数は20から40枚程度となっておりますが、それを超して提出してきたものはございます。その場合は、投稿規定に沿って、20枚から40枚程度に収まるように書き直していただいています。

(山田会長)

それは、枚数をこのくらいにするということで、もし倍のものが出たときは2回にわけて出すとかは考えなくていいですか。

(上條学芸員)

どうしても削り切れないものは1・2、上・下などで掲載することはよいかと思えます。

(清藤委員)

市民投稿について、学术论文かそれにあたらないかを判断するのは極めて難しいと思えます。市民投稿をカテゴリーとして扱って、学术论文の雑誌と区別しないと、一般人と研究者がわからなくなってしまうのではないですか。

(上條学芸員)

学术论文として扱うことは、「学術」がついてしまっているので専門性のある意味が問題になっているかと思えますが、例えば、24号に掲載いたしました鳥塚さんの論考について、市民投稿ではなく、論文の可能性があったのではないかと事務局では考えています。市民投稿だからといって、論文や研究ノート等になる可能性の芽を摘んではいけないと考えまして、今回このような投稿規定を作成しました。

(清藤委員)

一般市民からも素晴らしい論文はありますね。それとそれではないものとのここで区別をするのかと思いました。

(山田会長)

それは中身を読んでみないとわからないわけですから、審議会で諮問してもらって、我々が判断すればいいことではないですか。

(北澤次長)

基本的には、市民投稿自体は拒否するものではありません。来ていただいた中で、鳥塚さんのように論文に近いようなものもあれば、前々回の場合は掲載するか否かのところで、【流山を歩く】のタイトルで、掲載を可としましょうという話もありました。出していただいたものの中で、最終的には市民投稿という形も含めて出すと位置づけられていますので、学术论文になるかどうかは審議会でこの位置づけでいいのではないかということを考えていただければと思えます。

(清藤委員)

査読に絡みますが、研究者の論文はそこまで異論がつかないと思えますが、色々な意味で一般的な論文として体裁が整っていない、言い方がおかしいなど市民の方が注意をしないとイケないです。

原稿の査読に対する疑問が投稿者から呈されたのですよね。論文でしたら、そのようなものは出ないですよね。せいぜい、日本語がおかしいとかそのくらいですよ。

(山田会長)

資料の中で査読について、疑問があったと書いてあったのはどういう内容ですか。査読がおかしいと言ったのですか。

(北澤次長)

査読の中身というよりも最終的に否になった原因について、詳しくお聞かせいただきたいということです。論文の中身がどうというよりも出していただいたものが最終的に原稿を提出した後、かなり時間が経って、突然、本人に掲載できませんといきなりの連絡をしたので、特にその辺が書いていただいた方の一番の不满で、どのように審査しているのですかと不信感がありました。

(山田会長)

出してから時間の経過があまりに長くて、色々審議してくれていると思ったら、掲載不可かということですか。わかりました。

(3)の「原稿は未発表のものであることを条件とする。」とありますが、どうですか。

(鈴木委員)

原稿未発表の定義はどこまでが発表したもので、どこまでが未発表なのか、解釈がどのようなものか疑問に思いました。

(上條学芸員)

活字に発表されているか否かを考えています。

(山田会長)

活字以外で発表されたときはどうするのですか。

(鈴木委員)

公式に発表されている、例えば、商的目的ではないところで発表されているもの、そういうものに関しては未発表なのですか。

(上條学芸員)

例えば、投稿された論文を、ブログなり SNS にまるまる書かれているのは考えにくいと思いますので、そういったものにも書かれていたとしても、論文に書かれていないものプラス何か新事実、きちんとした根拠なりが示されているようであれば、それは未発表な部分があるということで、認めてもよいと思っています。

(清藤委員)

分量の関係ですが、市民投稿は10枚くらい、論文は20から40枚ですね。市民投稿と市民が書いた論文はどうなりますか。

(上條学芸員)

審議会において、これは市民投稿として掲載すべきであると判断された場合は、この分量に削っていただくように執筆者に対して依頼をするということになります。

(清藤委員)

審議会でこれは論文ですと決めて、20枚から40枚にしてもらうのですか。

(上條学芸員)

審議会を経まして、「論文として掲載が決定しました」、あるいは「市民投稿として掲載が決定しました」のように通知をいたしまして、その際に原稿何枚分が分量であることもお伝えすることになります。

(清藤委員)

20枚から40枚は幅があり過ぎると思います。そこは考えた方がいいのではないですか。それは私の意見としてですが。

(山田会長)

分量の問題ですね。20枚から40枚でいいものにするということでもいいですか。では、このままにしましょう。

(5) 電子データで提出するところですが、電子データができない人はどうすればいいのかということも、今の人は電子データを使えない人はいないと思いますが、その場合は事務局が考えるということでした。

(6) 執筆者の校正について、二校までやっていいのではないかという意見も出たと思いますが、どうでしょうか。時間の問題もあるのでしょうか。今回は早めに話が進んでいます、前はぎりぎりだったので、印刷に間に合わなかった

と思いますが、どうですか。

(上條学芸員)

執筆者の修正が最後にありますので、原稿がすべてあがってくるのが年内もしくは年明けになってからです。それを考えますと、スケジュールとしては執筆者の校正は初校まで、二校は事務局による初校の直しができているかの確認がぎりぎりのタイミングでございます。

(山田会長)

(7) 執筆原稿謝礼の話ですが、謝礼を出した方がいいのではないかという意見も書かれていますが、いかがでしょうか。

市史は公共団体が出す執筆物ですから、謝礼は出されませんが、村田委員からは出してみてもいいのではないかという意見ですが、いかがですか。

(村田副会長)

何が何でも出せというわけではなく、最初の編集方針のところ、例えば「学術及び文化の発展に寄与する」、「全体的に読みやすいものとなる」、「市民にとって有意義なもの」を市としては推奨したいのだから、そういう考えがあってもいいのかなと原稿執筆者のことも考えて、どうなんだろうかと思いました。

原稿を書いている方についてもいいのではないかと思ったものですから、市の考えで構わないですが、私はこういう考えも必要かなと思い、申し上げました。

(山田会長)

ほかにこの件について、ご意見ありますか。

掲載誌が5冊贈呈されることで謝礼にはなっていますよね。

規定についてはいいですか。

(北澤次長)

おおよその方針は了解いただきましたので、各委員からご指摘のあったところに関しては、事務局の方で修正できるところは修正させていただいて、これで形にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(山田会長)

では、よろしく願いいたします。次、要領に移ります。

色々な学術雑誌見てますと、規定と要領になっていますので、ここは要領でいいのではないかと思います。

内容について何かご意見のある方はいらっしゃいますか。

(笠間委員)

要領について、皆さんのコメントをまとめてブラッシュアップしていただいて、皆さんに配付してですね、メールのチェックでいいのではないかと思います。

(山田会長)

事務局にそのようにお願いしてもいいですが、何か会議の中でご意見あれば、出していただければと思います。

数字は漢数字を原則とするとありますが、読みづらいと思いますね。いかがでしょうか。「ただし、資料番号、測量値などはその限りではありません。」と書いてます。また、「資料等の引用文中にあるものは原表記のままとします。」が、これは原表記のまま書けということですか。

(上條学芸員)

以前の投稿論文で民具の実測図を載せることがありました。そのようなものも漢数字にしてしまいますと、見にくいですので、そのようなものは算用数字のまままで可としています。

(山田会長)

原則と書いてあるからいいですか。いかがでしょうか。このままでいいですか。「横書きの場合は」とありますが、市史研究にはないですね。

(上條学芸員)

例えば、自然系の論文などが投稿されるようなことがある場合は横書きの掲載の可能性も考えております。

(山田会長)

そういうことですか。

(村田副会長)

例えば、前回の市史の24号の高見澤委員の講演録の中に100石につき何人の100は「一〇〇」の漢数字で、流山村は18人、木村9人は「一八」、「九」で読みやすいです。これがもし、算用数字になってしまったら、変になってしまいます。山田会長が言われたように注のところは、そのとおりの数字が入っているとありますが、原則とある場合、論文、市史研究なり色々なものを見て参考に



されるであろうし、それに則って、幅を持たせてやったらどうでしょう。

(山田会長)

縛られると大変なので、原則という言葉があるのでそのままいきましょう。

次の年代表記ですが、和暦で、括弧で西暦を補う。しかし、この場合は、漢数字は関係ないですか。

(上條学芸員)

要領はあくまで書き方の例として出していますので、縦書きの論文が出た場合は、もちろん漢数字で書いていただきます。

(山田会長)

はい、わかりました。

(高見澤委員)

執筆要領、もしくは規定ですが、本に載せるときは縦書きになりますよね。例も縦書きのものに変わってきますよね。

(上條学芸員)

本に載せるときは、縦書きになります。ホームページに載せる場合、横書きのままになると思います。

(山田会長)

ここまで理解してくればいいですけどね。これが原稿を書くのを縦書きでと書いていないから、最初から直してもらった方がいいかもしれないですね。

(上條学芸員)

承知いたしました。

(山田会長)

引用、注の書き方、参考文献とありますが、ご意見のある方はいらっしゃいますか。特にございませんか。

9 写真・図表です。これはカラー写真で出してくれても白黒になってしまうということでいいですね。

他にございませんか。なければ、時間の都合もありますので、残りのご意見をふまえて事務局でお願いいたします。

先ほどあったとおり、メールで送っていただけますか。

(上條学芸員)

笠間委員からおっしゃっていただいたとおり、事務局の方でとりまとめてメールで皆様にお送りして、最終確認いただくということによろしいでしょうか。

(山田会長)

それでいいと思います。

次の議題に移ります。議題（４）『流山市史研究』の投稿原稿について、事務局より説明を願います。

(上條学芸員)

現在、流山市史研究に対して３本の原稿が投稿されてきております。

原稿につきましては、前回の審議会でお配りしたとおりです。なお、鈴木委員に関しては、本日の会議資料と共にお送りしております。

こちらにつきましても、委員の皆様から事前にご意見を頂戴いたしまして、別紙２としてまとめてございます。

時間の関係上、逐一読み上げることはいたしません。委員の皆様におかれましては、こちらをもとに、市史研究への採用可否について、ご審議いただければと思います。

(山田会長)

ただいま、事務局からの『流山市史研究』の投稿原稿についての説明がありました。

では、審議をはじめますが、委員各位には自由なご意見をいただいて適正な審議を行いたいと存じておりますことから、流山市情報公開条例第２３条第２号の規定により、会議を非公開とします。事務局は議場を閉鎖してください。

<議場閉鎖>

３本の論文について審議し、すべての論文について問題点が指摘され、１本は掲載不可、１本は書き直しの上で再度検討、１本は修正の上で掲載するのが適当であることで一致した。

<議場開放>

(山田会長)

次に議題(5)流山市文化財保存活用地域計画について、事務局より説明を願います。

(北澤次長)

事前にお配りした会議資料5ページ以降のものになります。市史編さん審議会からは、相原委員と笠間委員に流山市文化財保存活用地域計画の協議会の委員をお願いしています。

具体的な作成の中身については、文化財審議会で現在審議をしておりますが、兩名委員をやられておりますので、こちらの審議会の中でもこの計画についての概要のみをお話しさせていただきたいと思えます。

文化財保存活用地域計画ですが、文化財保護法の改正が平成31年になされて、その中で地域それぞれが文化財の保存活用を図ることを位置づけられました。

千葉県の県単位では、文化財保護大綱というもの、市町村に関しては、文化財保存活用地域計画というものを策定して、各市の文化財の保存と活用の長期計画を立てて、実行してくださいというのがこの法改正の大きな中身になります。

千葉県内では、我孫子市と銚子市、富里市がすでにこの計画の策定を終えています。近隣には、野田、松戸、柏が策定、鎌ヶ谷はおそらく、今月中に認定をもらえるように動いているということで、どこの市もこの計画を立てています。

この計画を立てないと国の補助金がもらえないということで、現在流山市でも昨年の3月からスタートしまして、今年度現地視察を2回、会議を2回開いているところです。最終的には来年の12月に認定いただくような形で計画を進めています。

個々に説明すると長いので、12ページの資料を見ていただきたいと思います。計画に際しては、背景、目的、将来的な方向の位置づけを求められています。さらにその中で、流山市における歴史文化の特徴をピックアップしまして、それぞれの特徴の中でどのような文化財の保存と活用を図ることを定めて、現状12ページのような位置づけを考えています。

次に13ページをご覧くださいと思います。特に流山市の場合は、近隣の他市町村に比べて、人口が増えている状況です。長く流山に住んでいる方々よりも新しく流入している人口の比率が多いということで、この方針の中で、過去のことを知らない市民が多いということがありますので、基本方針としては、流山の歴史や文化財を学び、今を知り、そしてそれを次の世代に繋いでいくようなものを目指していきたいと思えます。

将来像として、市民が文化財をふるさとの宝として守り続けることができる

町にするという目標を掲げてます。

実際には、13ページの下の方の保存活用についての課題に関しては町が大きく変わっていますので、古い建造物、審議会でも審議いただいている古文書類などの保存が非常に大きな課題になっています。その課題に関して、実際に調査や保存管理、普及等をどのように具体的にするか、どのように措置をしていくかは13ページの下の部分になります。

市史に関わる場所では、ここ数年、古い建物の解体、代替わりの際に各旧家にあった書類や民俗資料の問い合わせが非常に多く、寄附・寄託していただいたものがあります。それらの保存、どのようなものがあるかを知っていただくこともこの計画の中に盛り込んで、多くの市民の方に流山の歴史的資料が非常に多いことと、それをもとに我々が次の世代に繋いでいくことがこの計画の大きな目標になります。

計画策定は2年ですが、具体的にはその後、実際にどのように守っていくかが一番大事ですので、その方針を今後、文化財審議会や文化財保存活用地域計画の協議会の中で、検討して進めて参ります。

(山田会長)

ただいまの説明に関しまして、何か質問はありますか。  
認定を受けるとありましたが、文化庁ですか。

(北澤次長)

文化庁から認定を受ける形になります。

(山田会長)

費用はどうなっていますか。

(北澤次長)

一連の計画策定に関しては、協議会の会議、文化財調査については国から100%補助をいただけることで、どの市も今のうちに計画を立てた方がいいということで、いっぱい手をあげ始めている状況です。あげ過ぎると今後補助率が下がる可能性があるので、どちらかというとも早い者勝ちの状況です。

(山田会長)

他に質問はございますか。

(村田副会長)

学校との連携のところで申し上げたいですが、例えば12ページの中に「背景」で「人口増の中、新住民は流山の特徴を知らない人が多い。一方で、長く住む住民は、伝統文化の価値を認識しきれていない」とありますね。これに関連したようなことでしょうか、14ページの左上の方に「学校教育との連携」とあって、今まではおっしゃるとおり、市の歴史、民俗、古い建物などを勉強するのは小学3年生、地域の学習でやりますね。6年生は歴史でやりますが、小学校でこのような機会があります。ところが、中学になると無くなってしまいます。学習指導要領にも、あるいは道徳の教科の中に郷土をよく知る、郷土愛を醸成しましょうというのが掲げられていますけど、実際には学校の現場では、特に中学校の社会科の先生は郷土を知らないです。郷土の歴史、民俗、どのような古い建物がある、どのような習慣、お祭りがあるなど知らないです。結局、高校入試に全く関係無いです。だから、やらなくて済んでしまいます。

日本中どこにいても、社会科の歴史は同じ勉強すればいいとなっていて、地域に根差した学習がないです。それでも、受験ではやらないと点数がとれないので、それ以外は無駄だからやらないと考える先生が多いです。

本来は、地域に愛着を持ち、郷土愛を持ち、自分の地域がこんないいところと勉強してもらうためには、先生が勉強しないといけません。小学校3年生と6年生で、特に3年生が博物館に来館されるでしょうけど、博物館に来て、そういうことだったのかと知った先生がいると思います。その程度の認識だから駄目なので、教員への研修のところがこれからとても大事で、考えなければならぬと思います。ぜひ、教育委員会の指導課、教育長と話をしながら、流山独自の学校教育の連携を充実できるように施策ができていったらいいなと思います。

中学校の社会科の先生も郷土のことは知らないと思います。

(北澤次長)

ありがとうございます。

実は、文化財審議会の小川委員からも似たような話をいただきまして、特に先生方は知らない方が多いということで、どこまでクリアできるかわからないですが、施策の中で位置づけてできるだけ特に子どもに知ってもらうところが強いと思いますので、がんばっていきます。

(鈴木委員)

13ページの下段の⑧博物館常設展示の充実で、幸い、流山の図書館、博物館はセットになっていて、自分が子育てをして、子どもを連れて本を借りに行く流れで、博物館があるので、子どもと一緒に展示を見る。ただ、大人は子どもを連れてくる人もいますが、大人も興味を抱くといいますか、子どもは自

分で率先して手を出していくと思いますが、大人は子どもを連れていく付き合いの流れでこの町について、元々住んでいたら知っているのは小学校の頃で郷土史を学んでいればいいですけど、他所から来た人も多いと思うので、実際同じタイミングで知っていくという興味をかき立てるものがここにはあるので、それをもっと充実させていくのは、とてもこのコンテンツは使えるなと思いました。私もこれを通して流山を知ったという形になるので、素晴らしいものがたくさんあると感動したので、今もここにいると思います。これを活かしていけたらいいなと思っています。

(北澤次長)

ありがとうございます。

このような意見をいただいて、取り入れていけたらと思います。

博物館ではないですが、おおたかの森ショッピングセンターのユニクロ流山 おおたかの森S・C店がリニューアルした際に、ユニクロ様から流山の歴史を紹介してほしいということで、おおたかの森周辺の移り変わりを含めて流山の歴史を紹介するパネルを展示しております。このような活動をすれば、広がるかなと思いますので、がんばっていきたいと思います。

(山田会長)

他にご意見のある方はいらっしゃいますか。

無いようですので、議題(6)その他について、事務局から報告事項はありますか。

(北澤次長)

特にございません。

(山田会長)

他に何かありませんか。

無いようですので、事務局にお返しします。

(秋谷館長)

皆様、長時間のご審議お疲れ様でした。

投稿規定、執筆要領につきましては、皆様からご審議いただきましたので、修正をさせていただいて、フィードバックさせていただきたいと思います。3点の投稿につきましては、審議結果と修正点を投稿者に伝えて、またあがってきましたら、また皆様にご審議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

す。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回流山市史編さん審議会を閉会いたします。